

国保税と後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書を郵送

75歳未満の方 国民健康保険税



問い合わせは
国民健康保険課 ☎027-898-9250

●納税義務者

世帯主が納税義務者です。世帯主が国保に加入していても家族の誰かが加入している場合、世帯主宛てに納税通知書を郵送します。

●軽減と減免

一定の要件を満たす場合、申請によって国保税の軽減や減免を受けることができる制度があります。詳しくは問い合わせください。
●対象Ⅱ(軽減) 次の全てを満たす人。① 昨年の所得が一定金額以下の場合② 所得税や住民税の申告を行ったなど(減免) 次のいずれかを満たす人。① 災害やリストラなどのため所得が著しく減少し、国保税を納められない(納期限の7日前までに申請が必要)② 社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し、65歳以上の被扶養者が国保に加入した

75歳以上の方 後期高齢者 医療保険料



問い合わせは
国民健康保険課 ☎027-898-5955

●納付義務者

75歳以上の人と、一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人です。

●保険料の内容

保険料は、所得に応じて決まる所得割と、加入者1人当たりにかかる均等割の合計です。賦課限度額は55万円。年度途中の加入者は、月割で計算します。

●軽減と減免

一定の要件を満たす場合、申請によって保険料の軽減や減免を受けることができる制度があります。詳しくは問い合わせください。
●対象Ⅱ(軽減) 所得が一定基準を下回る世帯の人か、被用者保険の被扶養者(減免) 災害など特別の事情によって保険料を納められない人(納期限の7日前までに申請が必要)

受給者証や保険証を郵送

国保の高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(水)まで。現在使用中の物は、8月以降使えなくなります。引き続き対象となる人には、来
年7月31日(木)まで使用できる物を7月中旬に郵送します。

国保の高齢受給者証

問い合わせは
国民健康保険課 ☎027-898-6249

後期高齢者医療加入者を除く70歳から74歳までの国保加入者分の新しい受給者証を、世帯主宛てに郵送します。有効期限は来年7月31日か満75歳になる日の前日までです。

自己負担割合

同一世帯の国保高齢受給者の所得で判定します。本年度の住民税課税所得が145万円未満の場合は2割(国の軽減措置で来年3月31日(月)までは1割)、145万円以上は3割負担です。

自己負担の割合を見直し

自己負担割合が3割負担の人で左表のいずれかを満たす場合は、申請をすると自己負担額が見直されます。国保の高齢受給者は2割(来年

国保の高齢受給者		
条件3	条件2	条件1
●同一世帯に70歳以上の人が本人のみで、その収入額が383万円未満	●同一世帯に70歳以上の人が本人を含めて2人以上で、その収入合計額が520万円未満	●同一世帯に70歳以上の人が本人のみで、その収入額が383万円未満

後期高齢者医療被保険者証

問い合わせは
国民健康保険課 ☎027-898-6253

新しい保険証は緑色で、黄緑色の封筒で郵送します。簡易書留を希望する人は7月18日(木)までに国民健康保険課へ連絡してください。なお、保険料の滞納状況によっては有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。

自己負担割合

同一世帯の後期高齢者の所得で判定します。本年度の住民税課税所得が145万円未満の場合は1割、145万円以上は3割負担です。

3月31日までは1割)に、後期高齢者医療加入者は1割になります。

後期高齢者医療加入者		
条件3	条件2	条件1
●同一世帯に後期高齢者が本人のみで、その収入額が383万円未満	●同一世帯に後期高齢者が本人を含めて2人以上で、その収入合計額が520万円未満	●同一世帯に後期高齢者が本人のみで、その収入額が383万円未満

国保税と保険料の 納付方法

●納税(入)通知書で(普通徴収)

国保税の納付は市役所収納課や各金融機関、コンビニ、ペイジー、クレジットカード、モバイルレジなどでお願います。

後期高齢者医療保険料は市役所国民健康保険課や各支所・市民サービスセンター・金融機関で納めてください。

●年金から天引きで(特別徴収)

開始月が8月から10月になる場合も。詳しくは納税(入)通知書を確認してください。

●口座振替が便利です

納付には口座振替が便利です。通帳、届け出印、納税(入)通知書を用意して預金口座のある金融機関で申し込んでください。国保税については市役所収納課でも手続きができます。

なお、国保で口座振替をしていた人が後期高齢者医療保険に加入した場合は、新たに口座振替の申し込みが必要です。

また、特別徴収から口座振替に変更する場合、国保税は「納付方法変更申出書」、後期高齢者医療保険料は「納付方法変更届」を、預金口座が確認できる書類とともに市役所国民健康保険課へ提出してください。

問い合わせは 介護保険室 ☎027-898-6158

介護保険料

65歳以上の人に納付書を郵送

65歳以上の人を対象に、本年度の介護保険料額決定通知書と納付書を7月中旬に送付します。介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを受けられるよう保険料を納めましょう。

●保険料の算定方法

満65歳になった日の属する月分から算定し、一人一人が保険料を納めます。4月1日現在の世帯の市民税課税状況と本人の合計所得金額に応じて算定します。

●保険料の納付方法

年金から天引きされる特別徴収と納入通知書で支払う普通徴収があります。老齢基礎年金などの年間受給額が18万円以上の方は特別徴収になります。詳しくは市役所介護保険室か大胡・宮城・柏川・富士見支所へ

問い合わせください。

普通徴収の人は口座振替が便利です。金融機関で口座振替依頼書を記入して申し込んでください。申し込みには預金通帳と届け出印が必要です。振替の開始は申し込んだ翌月末分から。それ以前の分は納付書で納めてください。

●保険料を滞納すると

一定期間保険料を納めないと、介護保険の介護サービスを利用するようになったときに、滞納した期間に応じて給付制限を受けることがあります。

●保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料が納められない場合は、申請することで減免されることがあります。